

徳島県告示第百三十号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第一項の規定に基づき、牟岐町長、小松島市長、阿波市長及び藍住町長から認証の請求のあった地籍調査の成果については、同条第二項の規定により次のとおり認証した。

令和六年三月十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 牟岐町に係る地籍調査

1 調査を行った者の名称

牟岐町

2 調査を行った時期

令和三年度及び令和四年度

3 成果の名称

海部郡牟岐町の地籍図及び地籍簿（中村七地区）

4 調査を行った地域

海部郡牟岐町中村の一部（中村七地区）

5 認証年月日

令和六年三月五日

二 小松島市に係る地籍調査

1 (一) 調査を行った者の名称

小松島市

(二) 調査を行った時期

令和二年度及び令和三年度

(三) 成果の名称

小松島市（中田町七地区）の地籍図及び地籍簿

(四) 調査を行った地域

小松島市中田町の一部（中田町七地区）

(五) 認証年月日

令和六年三月五日

2 (一) 調査を行った者の名称

小松島市

(二) 調査を行った時期

令和三年度及び令和四年度

(三) 成果の名称

小松島市（櫛渕町三地区）の地籍図及び地籍簿

(四) 調査を行った地域

小松島市櫛渕町の一部（櫛渕町三地区）

(五) 認証年月日

令和六年三月五日

三 阿波市に係る地籍調査

1 (一) 調査を行った者の名称

阿波市

(二) 調査を行った時期

令和三年度及び令和四年度

(三) 成果の名称

阿波市 吉野柿原十一地区の地籍図及び地籍簿

(四) 調査を行った地域

阿波市吉野町柿原の一部（吉野柿原十一地区）

(五) 認証年月日

令和六年三月五日

2
(一) 調査を行った者の名称

阿波市

(二) 調査を行った時期

令和三年度及び令和四年度

(三) 成果の名称

阿波市 吉野柿原十二・吉野西条四地区の地籍図及び地籍簿

(四) 調査を行った地域

阿波市吉野町柿原及び西条の一部（吉野柿原十二地区・吉野西条四地区）

(五) 認証年月日

令和六年三月五日

四 藍住町に係る地籍調査

1
(一) 調査を行った者の名称

藍住町

(二) 調査を行った時期

令和二年度及び令和三年度

(三) 成果の名称

板野郡藍住町奥野字前川の一部（前川一地区）の地籍図及び地籍簿

(四) 調査を行った地域

板野郡藍住町奥野の一部（前川一地区）

(五) 認証年月日

令和六年三月五日

2
(一) 調査を行った者の名称

藍住町

(二) 調査を行った時期

令和二年度及び令和三年度

(三) 成果の名称

板野郡藍住町奥野字山畑及び徳命字前須西の各一部（山畑二地区・前須西一地区

）の地籍図及び地籍簿

(四) 調査を行った地域

板野郡藍住町奥野及び徳命の一部（山畑二地区・前須西一地区）

(五) 認証年月日

令和六年三月五日